

資 料

(租特透明化法に基づく適用実態調査)

平成 24 年 11 月 12 日 (月)

財 務 省

「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）」について

目的

租税特別措置について、その適用状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

対象とする租税特別措置

租税特別措置法に規定する措置のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの（政策税制措置）とする。

適用実態調査の実施等

- (1) 法人税関係特別措置（減収効果のあるもの）の適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならない（平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用）。
- (2) 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書の記載事項を集計し、措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を調査する（国税庁長官に委任）。
- (3) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用実態を調査する必要があるときは、税務署長に提出される調書等を利用できるほか、行政機関等に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

報告書の作成と国会への提出等

- (1) 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を作成。内閣は、これを国会に提出する（翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする）。
- (2) 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により得られた情報の提供を求めることができる。

適用実態調査結果の報告書について

○ 租特透明化法

(適用実態調査の結果に関する報告書の作成及び提出)

第五条 財務大臣は、毎会計年度、次に掲げる事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成しなければならない。

- 一 租税特別措置…ごとの適用者数…及び適用総額
- 二 法人税関係特別措置ごとの高額適用額（…第一順位から第十順位までに該当する各適用額をいう。）
- 三 租税特別措置の適用を受けた納税者の分布状況その他の租税特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項

○ 租特透明化法施行規則

(適用実態調査の実施に関する細目)

第四条 適用実態調査は、法人税関係特別措置ごとに、…適用者数又は適用総額について、四月一日から翌年三月三十一日までの間に終了する事業年度…の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、その集計は、当該法人税関係特別措置の適用を受けた法人の業種別、資本金の額若しくは出資金の額の階級別若しくは法人の所得の金額若しくは連結所得の金額の階級別又はこれらを組み合わせた区分別に行うものとする。

《報告書の内容》

I 適用実態調査の結果の概要

II 適用実態調査の結果に関する報告

1. 法人税関係特別措置の概要・適用件数・適用法人数・適用総額（総括表）
2. 業種別・資本金階級別適用件数・適用額
3. 業種別・所得階級別適用件数・適用額
4. 法人税関係特別措置別高額適用額

報告書のひな型

租稅特別措置法

の業種別・資本金階級別適用件数及び適用額

[illegible]

租稅特別措置法

の業種別・資本金階級別適用件数及び適用額

[illegible]